

出前講座を実施しています!

愛媛県では、自治会や老人会、高齢者サロン等地域や学校に出向いて、悪質商法の手口やその対策、身近な暮らしに関わるお金や契約の話など、消費者トラブルの未然・拡大防止に役立つ講座を実施しています。講師派遣に係る費用は無料です。詳しい内容や申し込みは下記の連絡先まで。



主な講座の内容

- ◆悪質商法の手口とその対策 ◆消費者トラブルにあわないために
- ◆クーリング・オフ制度を活用しよう など

連絡先

- ◇県消費生活センター ☎ 089-926-2603
- ◇県東予地方局 総務県民課 ☎ 0897-56-1300 (内線208)
- ◇県中予地方局 総務県民課 ☎ 089-909-8750
- ◇県南予地方局 総務県民課 ☎ 0895-22-5211 (内線208)



平成27年度 第1回 消費生活川柳 優秀作品決定!!

今回の優秀作品2作が右のとおり決定しました。ご応募いただいた皆様どうもありがとうございました。

県消費生活センターでは、引き続き、消費者問題への関心を寄せていただくため、消費生活に関する川柳を募集しています。

はがき・FAX・メールなどに、「作品」「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上ご応募ください。優秀作は、次回の「えひめの暮らし」誌面にてご紹介します。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町450番地
愛媛県消費生活センター
FAX:089-946-5539
E-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp

※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。

だまされん
うまいはなしは
うらがあはる

鬼北町
清家英男
作

相手より
断る話術の
母が勝ち

今治市
津国智之
作

優秀作品

消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月・火・木・金 9:00~17:00
水 9:00~19:00(祝日・年末年始を除く)

089-925-3700

消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

い や や!
1 8 8

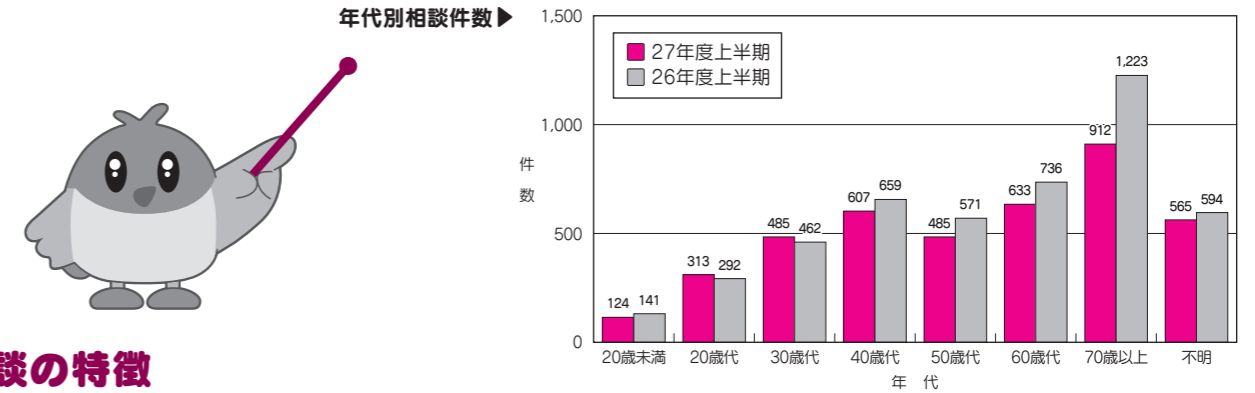
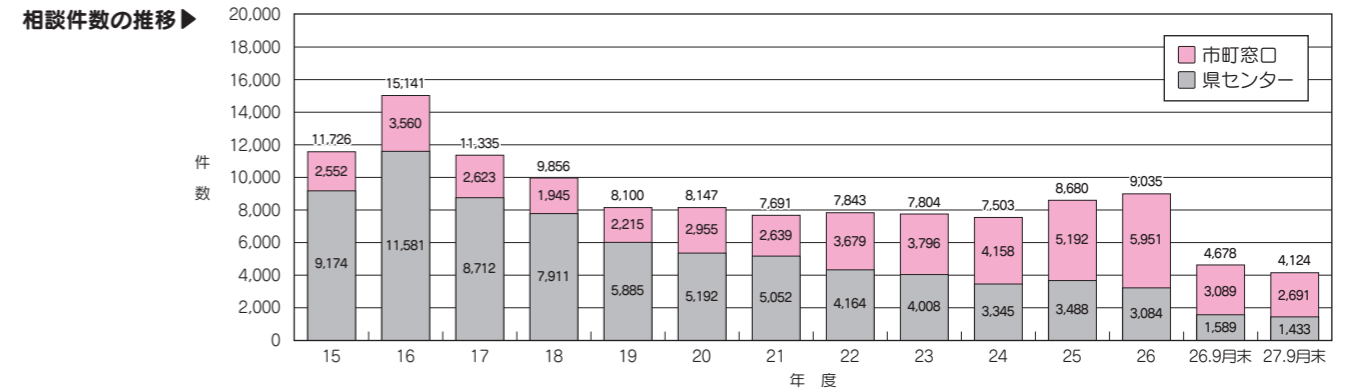


発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター
〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-926-2603

平成27年度上半期の消費生活相談状況がまとまりました!

1. 相談件数の年度別および年代別推移



2. 相談の特徴

① 相談件数やや減少

平成27年度上半期の相談件数は4,124件で、前年度同期と比較し554件の減少(11.8%減)となっています。相談件数における県センターと市町窓口の割合は住民に身近な市町窓口の拡充が進み、市町窓口が全体の3分の2を占めるようになっています。

② 年代別では70歳以上が最多

平成27年度上半期の年代別相談件数では、相談が最も多いのは70歳以上で、次に60歳代、40歳代の順となっており、この傾向は変わっていません。

③ 販売購入形態別では通信販売が増加し、電話勧誘販売は減少

最も多いのは「通信販売」で1,193件(28.9%)、次いで「店舗購入」の1,053件(25.5%)、「電話勧誘販売」の626件(15.2%)の順となっています。前年度同期と比較し、第1位の「通信販売」の比率が高くなる一方で、第3位の「電話勧誘販売」の比率が減少しています。

④ 商品・役務別では放送コンテンツ等が圧倒的に多い

アダルトサイトなどによるワンクリック請求等デジタルコンテンツを含む「放送・コンテンツ等」が前年度同様第1位です。また、プロバイダ契約など「インターネット通信サービス」が前年度同期の1.4倍に急増しており、第4位から第2位に上がってきたことが大きな特徴です。

「平成27年度上半期の消費生活相談状況」の詳細については、県消費生活センターホームページに掲載しています。

～ マイナンバー制度と制度を悪用した消費者トラブル ～

愛媛県総務部総務管理局市町振興課

■マイナンバー制度について



マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。

1) 公平・公正な社会の実現

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

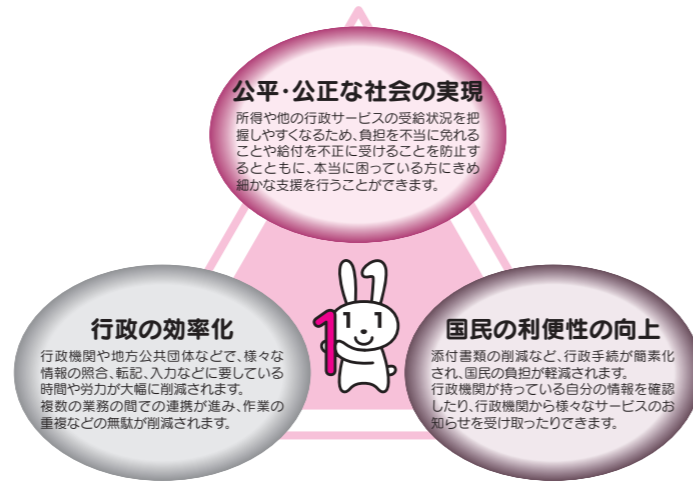
2) 行政手続の利便性の向上

これまで、役場、税務署、社会保険事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出するということがありました。

マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になります。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になる予定です。

3) 行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続で、個人番号の提示、申請書への記載などが求められます。国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。



マイナンバー導入メリットイメージ図



平成27年10月から、国民の皆さま一人一人にマイナンバー（個人番号）が、通知されています。

1) 通知カード

平成27年10月以降、マイナンバー（個人番号）を国民に通知するため、住民票の住所に送付しています。紙製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーは記載されますが、顔写真の記載はありません。通知カードだけでは個人を特定できないため、本人確認の際には併せて免許証等の提示が必要になります。

2) 個人番号カード

住民基本台帳カードと同様にICチップのついたカードです。表面には、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）と顔写真、裏面にはマイナンバー（個人番号）が記載されます。平成28年1月以降に発行希望者に交付を行います。交付の際には、通知カードと本人確認ができる免許証などが必要になります。ICチップには個人番号等のカードの券面に記載されている情報と、公的個人認証用の電子証明書等が格納されており、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されません。カードの有効期限は20歳以上で10年、20歳未満は5年になります。

■マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意!

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が寄せられています。

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありませんので、ご注意ください。



これまでの主な相談事例等

《実際に被害に遭った事例》

- ・市役所の職員を名のる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目でお金をだまし取られた。

《被害に遭ったと疑われる事例》

- ・公的な相談窓口を名のる者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。

《被害に遭いそうになった事例》

- ・役所の職員を名のる者から「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらい必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ、解決するためにお金を要求された。被害者がお金を引き出しに行ったところ、金融機関の職員が不審に思い警察に通報したため、被害に遭わなかった。

《不審な電話、メール、手紙、訪問などに関する事例》

- ・「マイナンバー制度が始まるとあなたの預金が分かります。金（きん）を隠し財産にしませんか」という電話があり、不審に思って電話を切った。
- ・知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切った。
- ・「マイナンバーのセキュリティにお金が掛かります」という電話があったが、不審に思って電話を切った。
- ・若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続をしているが、あなたは手続をしているか」との電話があった。「まだ手続をしていない」と答えると、「早く手続をしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。
- ・消費生活センターなどを名のる者から、マイナンバーに関連して個人情報が業者に漏れているので削除してあげるといった内容の不審な電話がかかってきた。
- ・「マイナンバー制度が始まると金融機関に登録されている個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない」という電話があった。
- ・電話で、国の行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。
- ・スマートフォンに「重要 マイナンバーについて」と題するメールが届いた。「マイナンバーの個人情報漏えいが発覚し、このままでは携帯電話が使えなくなったり、ローンが組めなくなったりする」など危機感をあおる文章で、手続のために別のサイトに誘導するアドレスが記載されていた。
- ・「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。等々

《不審な電話などを受けたらこちら》

消費者ホットライン 188(いやや!)

※原則、最寄りの市町の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。

《詐欺などの被害に遭われたらこちら》

警察 相談専用電話 #9110

又は 最寄りの警察署まで